

表 12 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 第 1 種区域 騒音規制法に基づく第 1 種区域及び第 2 種区域

第 2 種区域 騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの